

平成 21 年 度
都 市 税 制 改 正 に 関 す る 要 望

平成 20 年 9 月

全 国 市 議 会 議 長 会

平成21年度都市税制改正に関する要望

平成20年9月

全国市議会議長会

現下の地方財政は、社会保障費が増嵩する一方で、これまで三位一体改革等さまざまな名目の下、分権の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅な削減がなされてきた結果、地域間格差が拡大するとともに、未曾有の財政危機に直面している。

また、地方分権を推進し、地方の再生と活性化を図るためには、地方の自立を可能とする地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国におかれては、平成21年度の税制改正にあたり、地方分権時代に相応しい地方税財源の充実強化を図るため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税等の税源移譲などによる偏在性の少ない地方税体系の構築

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とし、国税からの税源移譲により地方税の充実強化を図ること。

その際、地方消費税の充実など偏在性が少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

2. 道路整備財源の確保について

(1) 道路特定財源の一般財源化にあたっては、自動車関係諸税の現行税率を維持するとともに、現在、地方に対し道路整備財源として措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額を全額保障すること。

(2) 大幅に遅れている地方の道路整備の状況に鑑み、地方道路整備財源の充実強化を図ること。

3. 特別減税の実施に対する補填措置について

「安心実現のための緊急総合対策」において示された特別減税の実施にあたっては、個人住民税の減収分については全額国の責任において補填すること。

4. 都市税源の充実強化

(1) 個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であることを踏まえ、均等割の引き上げを図ること。

なお、個人住民税については、所得税と同様の現年課税方式とすること。

(2) 市町村における基幹税目である固定資産税については、引き続き税収の安定的確保を図ること。

特に、償却資産の現行の評価方法を堅持するとともに、商業地等にかかる固定資産税の負担水準の現行上限70%は堅持すること。

(3) 法人住民税は、市町村における極めて重要な都市税源であることから、均等割の税率の引き上げなどの充実強化を図ること。

(4) 事業所税は、都市環境の整備を推進するため重要な財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

(5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(6) 長期間にわたり据え置かれている軽自動車税等の定額課税の税率については、現下の厳しい地方財政を考慮し、引き上げを図ること。

また、市町村が納税事務を行っている原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、課税方法や税率を含む課税のあり方について、実態に即した見直しを行うこと。

5. 基地交付金・調整交付金の所要額確保

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されていることに鑑み、所要額を確保すること。

6. 政令指定都市等に対する税制上の特例措置の充実強化

(1) 政令指定都市については、地方分権改革を一層推進するためにも、大都市の

税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置の充実強化を図るとともに、中核市・特例市においても、事務配分の特例等、実態に応じた税制上の特例措置を設けること。

- (2) 県費負担教職員制度の見直しにおける政令指定都市等への教職員給与の移管にあたっては、所要全額を都道府県からの税源移譲により措置すること。

7. 環境税の地方税としての導入

環境税を導入する場合は、環境施策における地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地方税として位置付けること。

8. 非課税等特別措置の整理縮小等

固定資産税等における非課税等特別措置の整理縮小及び国税における租税特別措置の整理合理化を推進すること。

9. 政治活動に関する個人献金の税制上の優遇措置の拡大

地方議員及びその後援団体に対して個人が拠出する寄附についての税制上の優遇措置は、現在、租税特別措置法により都道府県及び政令指定都市の議員に限定されていることから、この優遇措置の対象を拡大すること。

10. 非居住者等の受け取る地方公営企業等金融機構等が発行する振替債の利子に係る非課税制度の創設

地方公営企業等金融機構及び公営企業金融公庫の発行する債券の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

11. 住宅除去工事を行った際の税制上の特例措置について

耐震工事が困難なため、倒壊の危険性がある住宅の取り壊しに係る更地については、既存住宅を耐震改修した場合と同様に、固定資産税の減額措置などの税制上の特例措置を講ずること。

12. 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。